

制限付一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る公告内容の変更の公告

令和2年8月5日付けで公告を行った伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る実施設計の公募型プロポーザルの実施に係る公告内容の一部を下記のとおり変更する。

令和2年8月6日

守山市長 宮本和宏

記

- 1 業務名称 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る実施設計業務
- 2 変更事項 以下のとおり

【変更事項】

(1) 公告文

項目	変更前	変更後
(略)	(略)	(略)
参加資格要件	<p>2 参加資格要件 (略)</p> <p>カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を法人として受けていること。</p> <p>キ（略） <同種業務>（略）</p> <p>但し、守山市内に建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を法人として受けている業者は、国または地方公共団体が発注した公共施設（用途を問わない）の実施設計業務の実績に変えることができる。</p>	<p>2 参加資格要件 (略)</p> <p>カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。</p> <p>キ（略） <同種業務>（略）</p> <p>但し、守山市内に建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者は、国または地方公共団体が発注した公共施設（用途を問わない）の実施設計業務の実績に変えることができる。</p>

以上